

☆ 健康診査に係る注意点

- ・資格喪失後に受診された場合には、返戻となります。対応については該当保険者にご相談ください。
 (特定健診で74歳の方が75歳の誕生日以降に受診すると、国保の資格は喪失となり返戻となりますのでご注意ください)
- ・過誤返戻は、費用決済後に保険者で内容を確認した結果、返戻となったものです。返戻内容については保険者にお問い合わせください。また、相殺される月に健診機関からの請求がない場合には、返金(振込)していただくこととなりますのでご了承ください。(国保連合会より納入通知書を発行いたしますので期日までに振込手続きをお願いします)
- ・返戻及び過誤返戻分についてはそれぞれの通知書を確認後、次月分以降の請求に含めて提出してください。
- ・健診データ(返戻・過誤返戻分を含む)提出の遅延は、市町の健診等業務に支障をきたしますので、速やかに提出いただきますようご協力をお願いいたします。
- ・請求時に受診券の送付は不要です。各健診機関で保管してください。
- ・特定健診に関する情報は本会のホームページ (<http://www.kokuhoren-mie.or.jp>) の「特定健診・特定保健指導関係者のみなさまへ」をクリックしてください。
- ・健康増進法健康診査の請求方法等については、「特定健診・特定保健指導関係各種フォーマットのダウンロード」をクリックしてください。



国保連合会とは

- 三重県国保連合会の概要
- 三重県国保連合会事務局の組織表
- 公開資料
- 三重県国保連合会へのアクセス
- 三重県国保連合会の沿革

一般のみなさまへ

- 制度に関するお知らせ
- 広報事業のご紹介
- 健康づくりサポートコーナー
- 高額医療保険について
- 採用情報

医療機関・介護福祉関係のみなさまへ

- 保険医療機関のみなさまへ
- 介護保険事業者のみなさまへ
- 療育施設サービス事業者のみなさまへ
- **特定健診・特定保健指導関係者のみなさまへ**
- 指定医療機関が業務関係者のみなさまへ

・追加項目であるBUN（尿素窒素）は、「その他の検査」（9N41600000000049）の項目コードを使用し全角文字での入力をお願いします。フリーソフトの「BUN（尿素窒素）」の項目コードを使用するとエラーになり返戻となります。

○ 健診結果・質問票情報 【特定健診等データ管理システム】

	項目コード ※16	結果類別	項目名	備考
身体計測	9N0010000000000	01	身長	小数点以下1桁
	9N0060000000000	01	体重	小数点以下1桁
	9N0110000000000	01	BMI	小数点以下1桁
	9N0161601000000	01	腹囲(実測)	小数点以下1桁
	9N0161602000000	01	腹囲(自己判定)	小数点以下1桁
	9N0161603000000	01	腹囲(自己申告)	小数点以下1桁
	9N0210000000000	01	内臓脂肪面積	小数点以下1桁
	9N0260000000000	02	肥満度	小数点以下1桁
その他医療保険者等が任意に行う検査	5C0700000023062	01	CRP	小数点以下1桁
	5C0700000023063	01		
	5C0700000023999	01		
	5H0100000019101	11	血液型(ABO)	1:A、2:B、3:AB、4:O
	5H0100000019999	11		1:A、2:B、3:AB、4:O
	5H0200000019101	11	血液型(Rh)	1:+、2:-
	5H0200000019999	11		1:+、2:-
	5E0710000023998	11	梅毒反応	1:陽性、2:陰性
	5F0161410023998	11	HBs抗原	1:陽性、2:陰性
	5F3601495023998	11	HCV抗体	1:陽性、2:陰性
	5F3601497023998	11	HCV抗体(力価)	1:陽性、2:低力価、3:中力価、4:高力価
	5F3601500023998	11	HCV抗原検査	1:陽性、2:陰性
	5F3601450023998	11	HCV核酸増幅検査	1:陽性、2:陰性
	9N4010000000000	11	C型肝炎ウイルス検診の判定	1:現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い、2:現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い
	9N4060000000000	49	その他の法定特殊健康診断	
	9N4110000000000	49	その他の法定検査	
	9N4160000000000	49	その他の検査	BUN（尿素窒素）はこの項目を使用し、全角文字での入力となります。 入力例: BUN10.0
	9N5010000000000	11	メタボリックシンドローム判定	1:基準該当、2:予備群該当、3:非該当、4:判定不能
	9N5060000000000	11	保健指導レベル	1:積極的支援、2:動機付け支援、3:なし、4:判定不能
	9N5110000000000	49	医師の診断(判定)	
	9N5160000000000	49	健康診断を実施した医師の氏名	
	9N5210000000000	49	医師の意見	
	9N5260000000000	49	意見を述べた医師の氏名	
	9N5310000000000	49	歯科医師による健康診断	
	9N5360000000000	49	歯科医師による健康診断を実施した歯科医師の氏名	
	9N5410000000000	49	歯科医師の意見	
	9N5460000000000	49	意見を述べた歯科医師の氏名	
	9N5510000000000	49	備考	
	9N5560000000000	11	生活機能評価の結果1	1:介護予防事業の利用が望ましい、2:医学的な理由により次の介護予防の利用は不適当、3:生活機能の低下なし
	9N5610000000000	11	生活機能評価の結果2	1:すべて、2:運動器の機能向上、3:栄養改善、4:口腔機能の向上、5その他(上記で2を選択したときに記載)
9N5660000000000	49	生活機能評価の結果3	上記でその他を記載したとき記載	

【フリーソフトの項目】

C型肝炎ウイルス検診の判定				9N40100000000011
その他の法定特殊健康診断				9N40600000000049
その他の法定検査				9N41100000000049
その他の検査				9N41600000000049
メタボリックシンドローム判定				9N50100000000011

コリンエステラーゼ	3:方法問わず		U/l	3B110000002399801
LAP	1:可視吸光光度法		U/l	3B135000002327101
LAP	2:方法問わず		U/l	3B135000002399801
尿アミラーゼ定量	可視吸光光度法		U/l	3B160000000127101
血清アミラーゼ	1:可視吸光光度法		U/l	3B160000002327101
血清アミラーゼ	2:方法問わず		U/l	3B160000002399801
血清リパーゼ	1:可視吸光光度法		U/l	3B180000002327101
血清リパーゼ	2:紫外吸光光度法(UV法)		U/l	3B180000002327201
血清リパーゼ	3:方法問わず		U/l	3B180000002399801
総酸性フォスファターゼ	1:可視吸光光度法		U/l	3B220000002327101
総酸性フォスファターゼ	2:紫外吸光光度法(UV法)		U/l	3B220000002327201
総酸性フォスファターゼ	3:方法問わず		U/l	3B220000002399801
ペプシノーゲン1定量	方法問わず		μg/l	3B340000002399801
ペプシノーゲン2定量	方法問わず		μg/l	3B345000002399801
BUN(尿素窒素)	1:可視吸光光度法		mg/dl	3C025000002327101
BUN(尿素窒素)	2:紫外吸光光度法(UV法)		mg/dl	3C025000002327201
BUN(尿素窒素)	3:方法問わず		mg/dl	3C025000002399801
負荷前血糖値	1:電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法)		mg/dl	3D010100001926101
負荷前血糖値	3:紫外吸光光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブ...		mg/dl	3D010100001927201
負荷前血糖値	4:その他の手法		mg/dl	3D010100001999901
負荷前血糖値	2:可視吸光光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブ...		mg/dl	3D010100002327101